

# 東和病院 院内感染対策指針

## 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院は、病院全体で感染防止に取り組み、病院にかかわる全ての人々を対象として、院内感染を未然に防止すること、感染症が発生した際には、可及的速やかに対応を行うことに努めます。

## 2. 院内感染対策のための委員会、その他の組織に関する基本的事項

- 1) 病院長のもとに組織横断的代表を構成委員として組織する感染対策委員会を設置し、毎月 1 回定期的に会議を行い以下の業務を行います。また、緊急時には臨時会議を開催します。
  - (1) 院内感染対策指針及びマニュアルの検討・承認
  - (2) 院内感染対策に関する情報の収集と、それらの職員への通知
  - (3) 職員研修の企画
  - (4) 異常な感染症が発生した場合の、速やかな原因究明、改善策の立案、全職員への周知徹底を図る。
  - (5) 患者等への感染対策の広報
- 2) 感染対策委員会直属の現場担当組織として、感染防止対策チームを置き、実働部隊として院内ラウンドや感染問題発生時の対応、相談、指導をおこないます。

## 3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

- 1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に行います。
- 2) 年 2 回全職員を対象に開催し、研修開催結果を記録・保存します。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届け出の他、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、現場への周知と情報を活用した感染対策の実践を行います。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が疑われる事例の発生時には、各部署より ICT へ速やかに報告を行い、迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止を行います。

## 6. 患者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者様に院内感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示を行い、閲覧できるようにします。

## 7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策推進のため「感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。また他病院との合同での感染対策検討会に積極的に参加し、院内感染対策の向上を図ります。